

第二次印西市学校適正規模・適正配置基本方針（素案）
市民意見公募の意見の概要

●市民意見公募の結果

案件	第二次印西市学校適正規模・適正配置基本方針（素案）		
募集期間	令和5年9月1日（金）～令和5年9月15日（金）		
意見の提出	82件（20人）		
意見の取扱い	修正	案を修正するもの	件
	既記載	既に案に盛り込んでいるもの	件
	参考	案には反映できないが今後の参考とするもの	件
	その他	案には反映できないが意見として伺ったもの	件

意見番号	該当ページ	基本方針への意見	基本方針への対応
1	11～13	表題の件について市の施策の案に対する意見及びその理由を下記に記載いたします。 適正規模・適正配置基本方針について拝見いたしました。 メリット・デメリットの項目は小規模校・大規模校どちらにおいても現場（通っている本人やその保護者）の声なのでしょうか？ 私は、現在船穂小学校に通っている子の母なのですが小規模校の項目を見て現場の雰囲気や通っている家族の声とあまりにもかけ離れており（特にデメリットの部分）疑問に思いました。 また、小規模校のメリットが少なすぎる印象ですが本当にこれだけでしょうか？ この項目においては疑問が多いです。 適正配置に関しては子供達の成長や特性に合わせた「自由選択性」を個人的には希望しております。 そのために学校の統合はすべての学校に対して反対です。 子供達の居場所を奪うことなくできるだけ多くの選択肢を残し地域全体で、子どもたちの成長や発達を応援し見守る地域でありたいと思っています。 私の住む地域でもまたマンションが建ちます。ますます子供が増えていく中で色々な特性や才能を活かせる場所を残して欲しいと思います。 よろしく願いいたします。	意見の取扱い【その他】 メリット・デメリットの項目については、学校教育の場としてのメリット・デメリットについて有識者の見解を掲載しているものになります。 また、指定校制を廃止して、自由選択性を導入することは、地域のつながりがなくなってしまふことから、予定しておりません。 いただいた内容につきましては、貴重なご意見として賜ります。
2-1		今回の素案について 1.過大規模校の学区からスクールバスの運行が始まることが確定したはずですが今回の素案で全く触れられていない理由はなんでしょうか？ 多くの市民が知るべきであり、それこそ過大規模校の解消を測ることが一番の優先事項なのではないですか？素案でも必ず載せるべきだと考えます。	意見の取扱い【既記載】 ご指摘の内容につきましては「5 印西市における学校適正配置の検討結果」にて「原小学校区から高花小学校区等への通学区域制度の弾力的な運用の導入」という表現で言及しているものになります。なお、スクールバスの運行については原小学校に特別な対応となります。
2-2		2.今後も印西市は市街化調整区域での開発許可を出し続けると考えられる状況だが宗甫や草深、高花でも大規模な開発が進んでいくことを考慮すれば子育て世代の人口増は期待できるはずで小規模校の統廃合を第一選択に動こうとしている教育委員会の方針が正しいとは思えません。 子育て世代が住みづらくなるように学校施設や児童施設を削減する理由が市の予算の問題だったかと思いますが当時の算出根拠の資料ではGoogleのデータセンターも開設されてない時期ですがデータセンターの進出でかなりの税収増が見込めるのでは？	意見の取扱い【その他】 学校適正配置の優先度につきましては、「小規模校の統廃合を第一選択」とするものではなく、児童数の推移等を総合的に判断した上で、必要に応じて見直しを行うものです。
2-3		3.草深宇原地区における高花小およびいには野小スクールバスのコースについてスクールバスの集合場所についてはあまりに不足していたため追加で検討いただきたいです。こじか保育園側にもバスの待機場を作っていただけではないでしょうか。	意見の取扱い【その他】 貴重なご意見として賜ります。
3-1		印西市が掲げる教育理念「だれもが輝き ともにはばたく いんざいの学び」のために様々な取り組み、子供達が教育を受けやすい環境を作っていたくださありがとうございます。 私は、子供達が小規模特認校制度を利用して船穂小学校に通っている母です。 この度「印西市学校適正規模・適正配置基本方針（素案）」を読ませていただきました。 私が望むことは、「子供達が自由に学校を選択できること」です。 素案の小規模校に関して、メリットよりデメリットの方が多いように感じました。 実際通っている子供達の、保護者の、現場で働いている先生方の様子を	意見の取扱い【その他】 貴重なご意見として賜ります。

意見番号	該当ページ	基本方針への意見	基本方針への対応
		見る、または生の声を聞くと、きっとデメリットに書かれてある内容がメリットに変わるのではないかと思います。 生徒数というデータ上で配置するのではなく、もう少し視点を変えてみて、例えば、我が子を小規模校に通わせるとしたら、または大規模校に通わせるとしたら？統合した学校に通うとしたら？等々様々なパターンを親目線になってみることで、適正配置も変わるのではないかと思います。 小規模校には小規模校の、大規模には大規模のそれぞれの良さがあると思います。 うちは子供達が2年間不登校でした。学校に行けなかった我が子が、小規模校に転校したことで、毎日登校し、朝は早く学校に行きたいと言い、いつも楽しいと言い、何のために学校に行くのか、目的がはっきりしています。子供の様子をみて、小規模校に通わせてよかったと思っております。事前に見学をさせてもらい、その上で、子供自身が自分で選んで、行きたいと思った学校に通えることの喜びを子供本人が実感していることと思います。 子供がなぜこの学校に通うと決めたのか、の1つに先生方の教育方法もありました。 子供から話を聞いて、小規模校だからこそ子供の自立と探究心と自尊心を育てる教育ができるのでは？と実感しています。 子供によっては、大人数が大丈夫な子もいれば、苦手な子もいて、賑やかに過ごしたい子もいれば、静かに生活を送りたい子等々、様々な子供がいます。 全員が学区内の学校に合うとは限りません。 「だれもが輝き ともにはばたく いんざいの学び」である、印西の子供1人1人が、平等で、輝き、子供達が共に成長し、学び合える、理念に忠実な、そんな学校になればいいと思います。 その上で、今回の素案が本当に適正なのか、全国各自治体や世界中の教育（学校）で理想とするロールモデルがあれば真似て試みる、印西市が誇りを持って、世界に発信できる、ロールモデルになるような新しい取り組みをしてみてもいいのではないかと思います。長文ですが、読んでいただきありがとうございます。	
4-1	2	各種計画との関連性位置づけについて図示する必要があるのでは。また、印西市公共施設整備基本方針との関係性についても記載しては。（印西市学校施設長寿命化計画2ページ計画の位置づけ参照）	意見の取扱い【修正】 各種計画との関連性位置づけについて、記載いたします。
4-2	2	方針を判断する基準年度として、17ページにて学校規模の状況とあり、令和11年度における学校規模の状況を基に対応方針を検討しているが、なぜ令和11年度の数値を基に方針を判断するのかを趣旨に明記すべきでは。	意見の取扱い【その他】 令和5年度の未就学児数の推移によって推計出来る最新の年度であるので令和11年度を目安としているものです。
4-3	9	充当可能見込み財源について、審議会の答申検討段階では15校程度しか維持できないとされ検討されてきたが、公共施設総合管理計画の改定により24校程度まで維持できると大幅に財源が増えたと聞いている。このことから、大規模校への対応として分離新設を加えるなど、大幅に修正すべき。	意見の取扱い【その他】 貴重なご意見として賜ります。
4-4	10	部活動の状況について、中学校部活動の地域移行について部活動地域移行推進協議会にて検討が進んでいることと思うが、「地域移行が実現した場合には、学校規模による部活動の影響はなくなります。」という文言のみだが、具体的な内容に踏み込んで掲載すべきでは。	意見の取扱い【その他】 部活動の地域移行の詳細については未定であることから、具体的な内容については記載していないものです。
4-5	13	大規模校の課題デメリットが記載されているが、文科省の手引きにもあるように、他にも多くのデメリットが生じるため記載すべき。	意見の取扱い【その他】 貴重なご意見として賜ります。
4-6	16	過大規模校という基準が記載されていないが、25～30学級までの学校と31学級以上の学校への対応方針の検討順序が異なってくるため、新たに過大規模校という区分を設け、大規模校と過大規模校を分けて検討すべきでは。	意見の取扱い【その他】 印西市におきましては、25学級以上を大規模校として、31学級以上のいわゆる過大規模校を大規模校に含め、同様に対応を行うことから、大規模校と過大規模校を区分していないものです。

意見番号	該当ページ	基本方針への意見	基本方針への対応
4-7	19	「4（1）学校適正配置の実施方策」に学校適正配置の主な手法として、掲載されている3つの手法のみではなく、「学校の分離新設」についても記載すべき。	意見の取扱い【修正】 「学校の分離・新設」について、記載いたします。
4-8	20	「②大規模校の対応」として、「現実的な問題として、大規模校の学区内に学校用地を確保することは困難であると考えます」の困難である理由が不明確である。困難であるかどうかはその時節において判断するものであって、方針として困難であるとしているのは誤りである。 仮に空地がないという理由であれば、地区によっては空地が存在している地区もあり、全地域に共通していない。また、財政的な理由によるものであればそのように明示すべきであるが、24校維持できるという前提であれば、小規模校を統合し、別途新たな学校を設けることも可能と考えられる。 また、文科省が示す手引きでは31学級以上の過大規模校については速やかにその解消を図るよう設置者に促しているとされており、増築事業についてはその解消手段として分離新設、通学区域の調整等の方策が十分に検討された上での場合でなければ国庫負担の対象とされていない。このことから「用地を確保することが困難」との表記は除くべきである。	意見の取扱い【その他】 市有地（学校用地）がない状況から、「用地を確保することが困難」と記載しているものになります。
4-9	21～39	学校財源として24校程度を30年間維持できる予算があるのであれば、小規模校については全ての学年で短学級になってしまう6学級の小学校と過小規模の中学校、大規模校については全て、対応を検討することとし、他の学校については対応方針（統合の可能性など）を示す必要がないのではないか。（今後5年程度の間において対応を行わないのであれば） 小規模校の対応と大規模校の対応について表を分けて記載したほうが内容がわかりやすい。（大規模校なのに統合の選択肢の記載など必要ない記載が多い）	意見の取扱い【その他】 各中学校区における実施方策の考察のページにつきましては、印西市学校適正配置審議会の答申を尊重し、全ての対応の検討結果について記載しているものになります。
4-10	44	「学校適正配置の優先度の目安」として、小規模校は記載されているが、大規模校が記載されていない。前回の基本方針では大規模校に対する対応が記載されていたため、引き続き掲載すべき。また、原小学校について、その対応策として前回は「隣接学校区との通学区域の見直しを図る」とされていたが、隣接学校も大規模校化し、通学区域の弾力的運用によりスクールバスの対応が導入されているが、過大規模校の根本的な解消には至っていないことから、分離新設を行うべき。同様に西の原中学校についても、通学区域の変更のみで過大規模校化を解消できないのであれば分離新設を行うべき。 過大規模校という定義を導入した場合、小規模校（過小規模校除く）よりも過大規模校の優先度を高くすべき。	意見の取扱い【その他】 貴重なご意見として賜ります。

区分	該当校	優先度
過大規模校	原小、牧の原小	高い
過小規模校	本埜中	
大規模校 （過大規模校除く）	小倉台小、西の原小	低い
小規模校 （6学級）	平賀小、六合小、本埜小、船穂小、小林北小、原山小	

意見番号	該当ページ	基本方針への意見	基本方針への対応
5		私は、2年後に原小学校への入学を控える5歳の女の子の母親であり、また将来原小学校に進学する可能性の高い0歳児の男の子を持つ市民です。原小学校がマンモス校化していることに深い懸念を抱いており、この問題についての市民意見を提出いたします。 【過大規模校対策としての分散登校のデメリット】 原小学校は、児童数が学校のキャパシティに対して多すぎるという事実があり、これが1人1人の子供への適切なケアや教育の提供に影響を及ぼしています。児童数の増加により、教育機会が棄損されていると考えています。 また、他校へ分散登校させる案が出ておりますが、以下の3点のデメリットがあると考えています。 ① .通学時間の長時間化による時間的な損失があること（特に、朝の忙しい時間、及び習い事／学童などへの影響が考えられる） ② .地域の友人や、地域活動へのかかわりが薄くなり、子どもの対人関係へ悪影響が出ること ③ .②に付随し、従来の地域コミュニティを前提とした学級経営ができなくなることによって、教員の負荷増大が想定されること（Ex.緊急連絡や家庭訪問、欠席時の対応） 【提案：小学校の新設によるメリット】 私たちは、新たに近隣に別の小学校を建設することを提案し、原小学校の総児童数を分散化させるべきだと考えます。この提案により、以下の利点が得られると期待しています。 1. 児童数の分散により、1人1人の子供に対するケアと教育の品質が向上し、教育機会の棄損を防止 2. 災害時における児童の確実な安全確保、及び効率化 3. 教員数に対して児童数が適正化されることによる教育の品質を向上 特に校外向け行事（運動会、保護者会など）に関連する負担を軽減が見込まれる この提案は、児童の教育と安全を最優先に考えたものであり、地域全体の利益に貢献するものと信じています。また、ほかの地域でも同様の問題が解決策として取られております 最後に、私たちは印西市議会、及び印西市教育委員会がこの提案を真剣に検討し、地域の子供たちの未来を守るために行動を起こすことを期待しています。	意見の取扱い【その他】 貴重なご意見として賜ります。
6-1		・印西市は小学校の大規模校は25学級以上としていますが、上限は設けなくて良いのでしょうか？現在原小は通常級だけで34学級と、大規模校目安より10学級今後さらに13学級増えます。このまま増築で良いとはとうい思えません。	意見の取扱い【その他】 貴重なご意見として賜ります。
6-2	18	・p18に「これからの新しい教育の流れに積極的に対応していくには、適正化は重要」とありますが、新しい教育の流れに対応するために重要なためには、適正化が重要だと思う根拠は何でしょうか？ここでいう「新しい教育」とは何を指しますでしょうか？素人の私からすると「新しい教育」と聞きますと、「個に応じた教育」「多様性を認め合うインクルーシブ教育」「アクティブラーニング」などを想像します。これらの教育に重要なのは、ひとりひとりを大切にされた教育内容と考えます。	意見の取扱い【その他】 「新しい教育」とは、一意的ではなく、学級編成の標準の改正などの、学校を取り巻く状況の大きな変化を指しています。こうした変化に対応するためにも、学校の適正配置によって、学校の小規模化・大規模化によって生じる教育指導面・学校運営面での諸課題を解消することが重要とするものです。

意見番号	該当ページ	基本方針への意見	基本方針への対応
6-3	9	・財源の中で維持できる学校数の試算のもと、学校施設の充当可能見込み財源の中で維持できる学校が24校と出ています。そもそも1校あたりの更新等費用は、各校18、6億円（30年）使うのでしょうか？過去30年、それぞれの学校は約18億円使っていたのでしょうか？それぞれの学校で使用額が違ったはず。財源を根拠に学校数を決めてしまうのであれば、使用額によっては維持できる学校、つまり残せる学校があるのではないかと思います。私としては学校を残していただき、子どもたちの個性によりそい個性を引き出すような特色ある教育に力を注いでいただきたい。印西の子どもたちは今後日本の宝になるにちがいありません。日本の宝を育てる気概で、印西の教育について考えていただきたい。財源ではなく、子どもたちに目を向けて計画を立案していただきたいです。	意見の取扱い【その他】 ご指摘のとおり、1校あたりの更新等費用は、全校の費用を平準化して目安とした指標であり、実際の費用は各校によって異なるものです。いただいた内容につきましては、貴重など意見として賜ります。
7-1		全体的に、財源で維持可能な24校へ削減するために小規模校の統合を進めるといった基本方針であり、賛同できない。まずは大規模校の解消を進めた後に小規模校の対応を図るべきと考える。	意見の取扱い【参考】 貴重など意見として賜ります。
7-2		大規模校では、他校区への通学区域制度の弾力的な運用を緩和策として掲げているが抜本的な対応について言及されていない。抜本的な対応として「学校分離新設」が必要であり、基本方針に盛り込んでいただきたい。 ※文部科学省の手引きでは、「31学級以上の過大規模校については速やかにその解消を図るよう設置者に対して促してきている」と記載があるが、本基本方針のP20では学校分離新設について、「状況に応じて、検討します」と留められており 解消に向けた取り組みが十分ではないと感じます。	意見の取扱い【修正】 「学校適正配置の実施方針」として「学校分離・新設」につきましても、記載いたします。
7-3		小規模校の統合について、どの学校についても統合の理由を“通学距離、地域の歴史、学校との社会的な繋がりなどの地域特性を踏まえ”と同一の文言が書かれているが、各学校の特徴を踏まえ、より丁寧な説明をしていただきたい。	意見の取扱い【その他】 基本方針であるため、記載については、一般化した内容としております。
8		一貫して、視点が行政側の効率化に置かれているのが気になります。学校の適正規模・配置が議論なので仕方ないという見方もありますが、大事なのは住民側の想いが適切に反映されること、さらに言えば、子どもたちの教育環境が整うことです。今は、行政側の都合を前提とした上で、その中でしか教育環境を整えるということを考えていないように見えます。例えば、私の子どもは小規模特認校制度を使って、船穂小学校に通っていますが、今回の計画で挙げているような多くのデメリットはあまり感じられません。むしろ、楽しく学校に通っており、メリットを多く感じています。ただ、「小規模校の方が素晴らしい！！」という話をしているのではなく、小規模校の方が合う子ども、大規模校の方が合う子ども、人は多種多様であり、今回の計画のような机上、数字上での適正規模・配置では、結局、子どもたちの教育環境は整わないのではと感じてしまいます。学校の利用者である子ども、そして、その家族の意見をもう少し丁寧に拾い上げることをした上で計画としてまとめていただきたいです。アンケート調査や本件に関する住民と行政との意見交換会等、市民の声を聞いてください。調査内容を検討する段階で、実際に学校に通う保護者や子ども意見を聞いてください。よろしくお願いします。	意見の取扱い【その他】 貴重など意見として賜ります。 なお、第二次基本方針につきましては、「印西市学校適正配置等に関する市民アンケート調査」を行い、市民の皆様のご意見を把握した上で、策定しているものです。 また、実際に対象校の学校適正配置を進めていく過程では、保護者、地域住民と意見交換を行い、保護者・地域の合意形成を図るものです。
9-1	11～13	小規模校のデメリット、大規模校のメリットが多く書かれており、とても偏りを感じる。実際現場では大規模校のデメリットが教師、生徒共に悪影響が出ていると感じる。現職の教師や保護者、卒業生の意見、第三者の目からの調査から審議が必要。	意見の取扱い【その他】 メリット・デメリットの項目については、学校教育の場としてのメリット・デメリットについて有識者の見解を掲載しているものになります。
9-2	16～17	教育の質を維持するため世界では小規模校が適正の流れになっていることから、P16～P17の「適正規模校12～24学級数」は正しいのか疑問。	意見の取扱い【その他】 貴重など意見として賜ります。

意見番号	該当ページ	基本方針への意見	基本方針への対応
9-3	18	地域により学校規模の差が拡大し問題が発生している状況ならば、他市県でも実施しているようにスクールバスやオンデマンド交通を使用し、ふれあいバスの本数や時間を見直し、大規模校から小規模校に通学を積極的に促す必要がある。それと同時に、小規模校の特色を持たせる必要がある。 (例、IT 英語農業不登校特例校コミュニティースクールなど)	意見の取扱い【その他】 貴重なご意見として賜ります。
9-4	19	視点2の教育の質の向上をめざした学校適正配置とあるが、そもそも教育の質について具体的に議論する場がなく、生徒数や予算などの数字だけで統廃合を決めたり、増築をしているのは問題なのでは。	意見の取扱い【その他】 貴重なご意見として賜ります。
9-5		国の方針にばかり合わせるのではなく、地域の現状に合わせた印西市独自の新しい取り組みを行えば様々な問題解決に繋がると考えます。	意見の取扱い【その他】 貴重なご意見として賜ります。
10-1	6	児童生徒数の推移について。印西市全体の推移とは別に地域別の推移も論じるべきではないでしょうか。原小のピークは令和10年ともそれ以降も聞きます。印西市全体のピークを見ると令和8年までをしのげば良いというミスリードだと思います。地域ごと、学区ごとのピークに合わせた対策を練るためにも細かい分析をお願いします。	意見の取扱い【その他】 地域別の推移については、「今後の小・中学校の児童生徒数及び学級数の推移」を参考に、各学校を単位に検証を行っています。
10-2	8	8ページの表について文章で解説頂くことも必要かと思います。	意見の取扱い【その他】 貴重なご意見として賜ります。
10-3	9	適正配置審議会はこの2年間、中学校を5校、小学校を10校合計15校にするために議論してきたものと認識しています。それがここにきて24校残せるとなると、議論の前提から覆ります。24校に絞るのみなら全市的に統廃合を急ぐ理由もわかりません。	意見の取扱い【その他】 学校施設の充当可能見込み財源の中で維持できる学校数の記載につきましては、参照している印西市公共施設等総合管理計画の改訂に伴って、数値を更新したものであり、学校適正配置の基本的な考え方について、変更するものではありません。
10-4	10	部活動の地域移行で規模による影響がなくなるとの文言について、別途検証が必要だと思います。地域移行する人材はいるのか、費用格差は出ないのか、練習場所は？遠方から部活に通う子への支援は？等、慎重な検討を求めます。「影響がなくなる」と言い切るには課題が山積しすぎている状況かと思えます。	意見の取扱い【その他】 部活動地域移行につきましては、別途、部活動地域移行推進協議会にて検討中になります。
10-5	11～13	文科省の資料から引用した一般論に過ぎない内容かと存じます。 引用元、引用時期の提示を求めます。また、印西市のそれぞれの学校規模に通う児童生徒や保護者にヒアリングを行い、印西にローカライズしたメリット、デメリットの議論が展開されることを望みます。	意見の取扱い【その他】 メリット・デメリットの記載については、文部科学省の引用ではなく、学校教育の場としてのメリット・デメリットについて有識者の見解を記載したものになります。 また、メリット・デメリットにつきましては、各学校、児童、保護者、教職員等の立場によって個別に違いがあるものではありませんが、基本方針であることから一般的特徴を記載しています。
10-6	15	学校適正規模の目安。昨年度まで「準適正規模」としていた区分が消えており、小規模、過小規模との表記に変わった理由を解説頂きたいです。 また、他自治体では「過大規模」の区分をもとに、議論が展開されています。 なぜ印西市では過大規模のデメリットをじゅうぶんに掲載せず、問題を議論しようとしないのでしょうか？その姿勢が区分に取って過大規模を入れないというかたちで現れていると思えてなりません。	意見の取扱い【その他】 令和4年度第7回印西市学校適正配置審議会での小規模校と準適正規模校の区分についての見直しの意見を踏まえ、区分を改めたものになります。 また、印西市では31学級以上のいわゆる過大規模校を大規模校に含め、同様に対応を行うことから、大規模校と過大規模校を区分していません。

意見番号	該当ページ	基本方針への意見	基本方針への対応
10-7	19	通学距離については、文科省のHPでも確認しましたが、いち有識者の提言であり、他の考え方もあったかと思います。スクールバス実施やふれあいバスの通学時間に合わせたダイヤ改正、増便、そして高齢者を対象としてあまり活用されなかったデマンド交通を子どもたちにも活用し、結果必要な高齢者のために残す道を探るなど通学に関しては距離ではかる以外にできることがあるのではないのでしょうか。(子どもたちが学校にいつている午前中はお年寄りの通院タクシーお買い物タクシーにして、早朝と夕方は登下校、習い事タクシーとして効率よく活用できないか?)	意見の取扱い【その他】 貴重なご意見として賜ります。
10-8	44	16校が望ましい根拠はなんでしょうか？以前の統計をもとにしていませんか？	意見の取扱い【その他】 「印西市における学校適正配置の検討結果」より望ましいとしたものです。
10-9		全体として:あくまで学校の適正規模や適正配置を審議する審議会で作成した方針であることは認識していますが、教育の中身を議論する適正配置審議会と対になる組織の必要性を感じます。審議会でも教育の中身に触れられることはほとんどありませんでした。規模によってできることは当然変わってくると思います。 大規模校の児童数が溢れていて、他の学校への弾力運用についても、本気で動いてほしいと考えるなら、例えば体育に力を入れる学校、食育・農業に力を入れる学校、ICT教育先進校(原山のような)と特色を出し、本当に行きたいと思える特色をつくり単に規模が合わないからという後ろ向きな理由以外で選択できるようにならなければ、動く世帯が大幅に増えることは無いように思います。大規模校の解消とそれまでの機会の確保、小規模校の特色づくりはセットで必要であると考えます。偏った議論の解消、適正配置審議会では議論しきれない課題の受け皿作りもぜひお願いいたします。	意見の取扱い【その他】 貴重なご意見として賜ります。
11-1		直接の意見 提出された基本方針(案)は、小規模校の統合計画書に過ぎず、検討に値しません。 通学区域の見直し・学校選択制の導入という言葉があるが、「各学区の考察」で学区ごとについて否定しているだけで、全くやる気が見えません。 過大規模校(文部科学省の呼び方)については、解消・回避が至上命題のはずですが ・「通学区域の見直し・学校選択制の導入」を検討しますと言いながら、前述のとおりすべて否定して済ませています。 ・「学校の分離・新設」については、「現実的な問題として、大規模校の学区内に学校用地を確保することは困難であると考えますが、状況に応じて、検討します。」としていますが、小倉台小学校を見てわかるとおり、当面の言い訳をしているに過ぎません。 小規模校については、地域政策として市長部局が真剣に考えなくてはならないと思います。	意見の取扱い【その他】 貴重なご意見として賜ります。
11-2		【本来考えるべきことは、次のとおりだと思います。】 1. こどもに関することは、「こども本人にとって物的・心的環境が適切か」「こどもが自己形成をして社会の中で自分らしさを獲得・発揮していくために、周囲はどう関わっていけば良いか」という視点が基本です。 大人が「一時的過大規模」だからと考えても、こどもにとっては「私が通った全学年を通じて」となることを重く認識する必要があります。	意見の取扱い【その他】 貴重なご意見として賜ります。

意見番号	該当ページ	基本方針への意見	基本方針への対応
11-3		2. 文部科学省の「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」の全体を、正しく学習・尊重する必要があります。 同手引きは、全国の実態調査と、教育委員会・学校関係者・地域住民などによる検討委員会の意見を踏まえて策定されたもので、具体性があり配慮に満ちています。 印西市が「印西市学校適正規模・適正配置基本方針」を定めたのは、「手引き」から21か月後の平成28年（2016年）10月でしたが、手引きの内容は反映していません。	意見の取扱い【その他】 「印西市学校適正規模・適正配置基本方針」（平成28年10月）については、文部科学省の「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」の内容についても踏まえ、作成したものにします。
11-4		3. 31学級以上の過大規模校は、「30学級以下にする」「生じさせない」ことを前提に、行政部局に解決を求めるのが、教育委員会の基本的態度であるべきです。 印西市の基本方針では、以前から25学級以上の学校を「大規模校」と呼んで、あたかも31学級以上も当たり前のように扱っていますが、文部科学省の手引きは31学級以上の学校を「過大規模校」と呼び、「速やかに解消を図る」としています。 （小倉台小学校は2017年からすでに6年にわたり31学級以上の過大規模校です。） 市長部局において用地手当ても含めて、あらゆる可能性を検討して解決するべきです。 （利用可能な用地はありそうです。）	意見の取扱い【その他】 貴重なご意見として賜ります。
11-5		3-2 36学級では24学級と比べて、校地は3割増、校舎は2割増（小学校）・3.5割増（中学校）必要です。（国庫補助の資格面積比較） 24学級の学校を36学級とすると、校庭面積の不足から校庭や校舎周りの空間（こどもの心を安定させ、育てるために必要です。）が不足します。入学・卒業式・運動会は参加者の制限が余儀なくされ、体育館・プール・特別教室は利用が極度に制限されます。 「過大規模校」では異常な状態となることを承知した中で、事故・事件が発生した場合、設置者はどう責任を負うのですか。もとより「責任」で済まされる話ではありません。	意見の取扱い【その他】 貴重なご意見として賜ります。
11-6		4. 小規模校は、行政部局において地域コミュニティを担う中心施設と位置付け、市においてコミュニティスクールのモデルとし、学校と地域が一緒になって育ててください。 印西市の基本方針では、5学級以下の学校を「小規模校（過小）」と呼んで、「統合を検討」としていますが、文部科学省は手引きで6学級以下の小学校・3学級以下の中学校を「小規模校」と呼び、「適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある」とする一方で、「地域コミュニティの核としての性格に配慮」という項を立て、「地域とともにある学校づくり」に言及し、「小規模校を存続」、「一旦休校とした学校をコミュニティの核として再開」する判断も尊重しています。 小学校が無くなった地域はコミュニティが崩壊し、ひいては消滅へ向かいます。 廃校として良いか否かは、地域施策として市長部局が判断すべき問題であり、文部科学省はそれを受け入れていて、対応する施策を提供しています。 文部科学省は、廃校の積極的活用のため、国庫補助事業完了後10年以上経過した建物等の無償処分は、相手先を問わず国庫納付金を不要とするなどの支援を行っています。廃校活用だけでなく、空き教室を地域の場として活用する場合にも、改修に補助金を出しています。 印西市はコミュニティスクール施策を回避していて、学校教育と地域社会の融合が進んでいませんが、本格的に取り組むと、子どもを育てると同時に地域を育て、地域を人々の心が通い合う居場所にしていける力があります。	意見の取扱い【その他】 貴重なご意見として賜ります。
11-7		5 市民に対して令和6年度以降の総学級数を提示してください。 令和6年度以降、特別支援学級数が示されていないため、現在の学級数がどれほど増えるのかを実感としてとらえられません。 令和6年度以降の総学級数を推計すると、令和5年度以降の総学級数は順に次のとおりとなります。 （各学校・各年度の全児童生徒数に、令和5年度の各学校における総学級数／総生徒数を用いて算出）	意見の取扱い【その他】 令和6年度以降の特別支援学級数の推移については、特別支援学級在籍者数の人数の推計に不確定要素が多いことから、提示していません。 ただし、「各中学校区における実施方策の考察」の「⑦特別支援学級数の推移」の欄には、

意見番号	該当ページ	基本方針への意見	基本方針への対応																																																																																																									
		<table><tr><th></th><th colspan="2">R5</th><th colspan="2">R6</th><th colspan="2">R7</th><th colspan="2">R8</th><th colspan="2">R9</th><th colspan="2">R10</th><th colspan="2">R11</th></tr><tr><th></th><th>児童 生徒</th><th>総学 級数</th><th>児童 生徒</th><th>総学 級数</th><th>児童 生徒</th><th>総学 級数</th><th>児童 生徒</th><th>総学 級数</th><th>児童 生徒</th><th>総学 級数</th><th>児童 生徒</th><th>総学 級数</th><th>児童 生徒</th><th>総学 級数</th></tr><tr><td>小倉台小</td><td>1,089</td><td>39</td><td>1,198</td><td>42</td><td>1,166</td><td>1,140</td><td>1,140</td><td>40</td><td>1,075</td><td>38</td><td>1,010</td><td>35</td><td>956</td><td>33</td></tr><tr><td>西の原小</td><td>603</td><td>26</td><td>725</td><td>30</td><td>771</td><td>32</td><td>806</td><td>33</td><td>829</td><td>34</td><td>822</td><td>34</td><td>787</td><td>32</td></tr><tr><td>原小</td><td>1,140</td><td>41</td><td>1,401</td><td>49</td><td>1,532</td><td>54</td><td>1,674</td><td>59</td><td>1,752</td><td>61</td><td>1,813</td><td>63</td><td>1,734</td><td>61</td></tr><tr><td>木刈中</td><td>799</td><td>25</td><td>894</td><td>28</td><td>894</td><td>28</td><td>875</td><td>27</td><td>874</td><td>27</td><td>858</td><td>27</td><td>836</td><td>26</td></tr><tr><td>西の原中</td><td>685</td><td>22</td><td>891</td><td>28</td><td>964</td><td>31</td><td>1,009</td><td>32</td><td>1,128</td><td>36</td><td>1,219</td><td>39</td><td>1,344</td><td>43</td></tr></table>		R5		R6		R7		R8		R9		R10		R11			児童 生徒	総学 級数	児童 生徒	総学 級数	児童 生徒	総学 級数	児童 生徒	総学 級数	児童 生徒	総学 級数	児童 生徒	総学 級数	児童 生徒	総学 級数	小倉台小	1,089	39	1,198	42	1,166	1,140	1,140	40	1,075	38	1,010	35	956	33	西の原小	603	26	725	30	771	32	806	33	829	34	822	34	787	32	原小	1,140	41	1,401	49	1,532	54	1,674	59	1,752	61	1,813	63	1,734	61	木刈中	799	25	894	28	894	28	875	27	874	27	858	27	836	26	西の原中	685	22	891	28	964	31	1,009	32	1,128	36	1,219	39	1,344	43	令和5年度の特別支援学級在籍者数と総児童生徒数の割合を同一であると仮定した、令和11年度の特別支援学級数を参考に記載しています。
	R5		R6		R7		R8		R9		R10		R11																																																																																															
	児童 生徒	総学 級数	児童 生徒	総学 級数	児童 生徒	総学 級数	児童 生徒	総学 級数	児童 生徒	総学 級数	児童 生徒	総学 級数	児童 生徒	総学 級数																																																																																														
小倉台小	1,089	39	1,198	42	1,166	1,140	1,140	40	1,075	38	1,010	35	956	33																																																																																														
西の原小	603	26	725	30	771	32	806	33	829	34	822	34	787	32																																																																																														
原小	1,140	41	1,401	49	1,532	54	1,674	59	1,752	61	1,813	63	1,734	61																																																																																														
木刈中	799	25	894	28	894	28	875	27	874	27	858	27	836	26																																																																																														
西の原中	685	22	891	28	964	31	1,009	32	1,128	36	1,219	39	1,344	43																																																																																														
11-8		6 住宅供給を反映した児童生徒数・学級数の推移見通しを、パブコメを求めるときに提示してください。 児童生徒推計は判断の参考に用いるものですから、市民が判断するために住宅供給を反映したものがが必要です。 学級数の変化に大きな影響を与える住宅供給が始まっています。 印西牧の原駅圏では「40戸連たん制度」に基づく小規模開発行為が続出しています。 千葉ニュータウン中央駅北側では、大規模なマンション建設が始まりました。 別途行っているという推計は、これらの住宅供給を反映するものですか？	意見の取扱い【既記載】 大規模な開発が見込まれる地区につきましては、住宅供給を反映した児童推計を記載しています。																																																																																																									
11-9		7 学校施設の状況 印西市公共施設等総合管理計画（改訂）において財政の説明が行われています。 かなり抑えた財政計画を前提としていて、学校の増設に回す金はないとしているようです。 しかし、客観的に見て、印西市の財政状況は極めて良好です。 財政力指数が1を超えていることから、地方交付税が不交付となっているほどで豊かな自治体です。 （千葉県では印西市、君津市、芝山町のみ） 学校の増設など、必要な事業は行うことを前提として財政計画を組むべきであり、適正化計画を立てるべきです。 主要財政指標を見ると次のとおり 順位は1742市町村の中で、良い方からの順位 <table><tr><th></th><th>印西市</th><th>順位</th><th>全国平均</th><th></th></tr><tr><td>財政力指数</td><td>1.04</td><td>34位</td><td>0.50</td><td>基準財政収入額／基準財政需要額</td></tr><tr><td>経常収支比率</td><td>86.0%</td><td>56位</td><td>85.2%</td><td>毎年度経常的に支出される経費／ 毎年度経常的に収入される一般財源</td></tr><tr><td>実質公債費比率</td><td>0.2</td><td>93位</td><td>7.05</td><td>元利償還金及び準元利償還金／標準財政規模</td></tr><tr><td>将来負担比率</td><td>2.2</td><td>34位</td><td>46.2</td><td>将来負担すべき実質的な負債／標準財政規模</td></tr><tr><td>ラスベイレース指数</td><td>99.6</td><td>280位</td><td>97.07</td><td>市職員（一般行政職）の給与水準／国家公務員の給与水準</td></tr></table>		印西市	順位	全国平均		財政力指数	1.04	34位	0.50	基準財政収入額／基準財政需要額	経常収支比率	86.0%	56位	85.2%	毎年度経常的に支出される経費／ 毎年度経常的に収入される一般財源	実質公債費比率	0.2	93位	7.05	元利償還金及び準元利償還金／標準財政規模	将来負担比率	2.2	34位	46.2	将来負担すべき実質的な負債／標準財政規模	ラスベイレース指数	99.6	280位	97.07	市職員（一般行政職）の給与水準／国家公務員の給与水準	意見の取扱い【その他】 貴重なご意見として賜ります。																																																																											
	印西市	順位	全国平均																																																																																																									
財政力指数	1.04	34位	0.50	基準財政収入額／基準財政需要額																																																																																																								
経常収支比率	86.0%	56位	85.2%	毎年度経常的に支出される経費／ 毎年度経常的に収入される一般財源																																																																																																								
実質公債費比率	0.2	93位	7.05	元利償還金及び準元利償還金／標準財政規模																																																																																																								
将来負担比率	2.2	34位	46.2	将来負担すべき実質的な負債／標準財政規模																																																																																																								
ラスベイレース指数	99.6	280位	97.07	市職員（一般行政職）の給与水準／国家公務員の給与水準																																																																																																								
11-10		8 部活動の状況 フランスでは正課としての水泳教育を行うために学校外のスイミングスクールへバスで往復している学校もあります。 部活動の地域移行は、文科省による1995年からの総合型地域スポーツクラブ促進として早くから進められていることで、白井市では5つの中学校区それぞれに設立されています。 学級数が少ないことを部活動の制約と考えるのは短絡的です。	意見の取扱い【その他】 貴重なご意見として賜ります。																																																																																																									
12-1	15	1. P15 学校適正規模の区分について 印西市では適正規模を小中学校は24学級、義務教育校は36学級となっていますが、国の学校教育法施行規則では適正規模は小中学校は18学級、義務教育校は27学級までとなっています。このうち義務教育校については義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令に基づくと説明があり、印西市では義務教育校は統合による新規設置となるので理解できませんが、統廃合に関わらない学校も含めた小中学校の適正規模が24学級とされている理由がありません。16頁の「学校適正規模の目安」において25学級以上は「施設利用面から教育活動に支障が生じる場合がある」と記載がありますが、なぜあえて国の基準よりも多い25学級から支障が生じると判断されたのかわからないので、理解を得るには理由が必要と思います。 学校教育法施行規則では、「地域の実態その他により特別な事情がある場	意見の取扱い【その他】 学校適正規模の適正規模校の区分につきましては、「（2）学校適正規模の目安」のとおり、小中学校共に25学級以上の場合には「施設利用面から教育活動に支障が生じる場合がある」状況を鑑みて、24学級までを適正規模校としてるものです。 なお、学校教育法施行規則では小中学校については18学級までを標準と定められていますが、文部科学省は従来から25学級以上を大規模校としていることから、24学級までを適正規模校と区分している自治体が多い状況です。																																																																																																									

意見番号	該当ページ	基本方針への意見	基本方針への対応
		合はこの限りではない」とあるので、「印西市では～の理由により小中学校の適正規模を24学級、義務教育校の適正規模を27学級とする」というようなかたちで、上限を引き上げる理由となった地域の実態その他の事情に即した説明を記載すれば理解の得られるものになると思います。	
12-2	8	2. 各学校規模の将来予測について（P8） 住民基本台帳データ及び業務委託による推計を基に令和11年度までの各学校の児童数を推計されていますが、現在の原小学校の例に見られるように市街化調整区域については将来の人口予測が難しく、施策の前提とされている予測値が大きく外れる可能性があると思います。学区外就学も考慮されていないとのことですが、例えば、鹿黒南地域にお住まいの方はほとんどが原山小学校に学区外就学されていますし、大規模校の対応策として学区外就学の弾力措置を利用される方もいらっしゃいます。学区内で大規模な宅地開発が行われていない学校でも、近隣校区内で開発が進んだ結果として人数が予定外に増えることもあり得ると思います。 過大規模校については、児童数が増えたことで設備が足りずに授業ができないというような深刻な問題が生じかねないため、不確定ではあっても予測に基づいてあらかじめ対策を打っていく必要性があると思います。しかし、小規模校については前もって統廃合を進めなかったことが原因で大きな問題が生じるとは考えにくく、むしろ結果としては令和11年度時点で適正規模を維持できていたと思われる学校まで統廃合の計画を進めてしまったことで、却って教育環境が悪化する可能性もあると思います。特に、原小学校から高花小学校といにはの小学校へのスクールバスがそれなりの期間にわたって運行される見通しが立ったため、上記2校に通学される方は今後増加する可能性があります。この方針が決まったのはつい最近のことですので、本適正配置方針の策定時には考慮できなかった点かと思います。 このように学校の規模感を巡る状況は非常に流動的です。統廃合による対応を進めるのは現時点で小規模化による問題が各学校現場で生じている学校に限り、他の学校についてはそのような状況になった時点で検討するのが良いと思います。せめて「大規模校対策に基づく弾力措置の対象校については利用状況の検証が必要」などの文言は追加した方が良いと思います。	意見の取扱い【その他】 貴重なご意見として賜ります。
12-3	11～13	3. 学校規模による学校教育への影響について（P11-13） 大規模校、小規模校におけるメリットとデメリットを列挙されていますが、本当にメリットまたはデメリットなのか疑問に感じられるものもあるので、学校にヒアリングをするなどしてもう一度、内容を見直された方が良いのではと思います。例えば、小規模校のデメリットに「手を挙げなくても1人1人に発表の機会があるため積極性が育ちにくい面がある」とありますが、先日、六合小学校に見学に行ったところ、「この人数ですと1人に各時間2、3回は発言してもらわないと授業が回りませんので、みんなに積極的に発言してもらっています。そのおかげで中学校の先生からは六合小からきた子は自分の意見を持っていて発言してくれると評価をいただいています」と先生からお話がありました。学級人数が多いから挙手をするかといえそうではなく、むしろ自分が答えなくても誰かが指されて答えるので却って積極性は育ちにくいのではとも思います。一方、案に明確な記載はありませんが、例えば大規模校では「人数が多すぎて顔も知らずに卒業する同級生がいる」「トイレが混雑して休み時間内にトイレにも行って帰って来れない」「蔵書が足りなくて図書室の本がなかなか利用できない」など、人間関係の構築や生活面、学習面で具体的に課題となっていることもあると思います。 実際に適正配置の対象になるのは市内の各学校ですので、学校や生徒、保護者からの意見を基にメリット・デメリットとして記載する内容を見直された方が、適正配置の対策を講じる必要性がより感じられると思いますし、より理解を得やすいものになるのではと思います。	意見の取扱い【その他】 メリット・デメリットの項目については、学校教育の場としてのメリット・デメリットについて有識者の見解を掲載しているものになります。 また、メリット・デメリットにつきましては、各学校、児童、保護者、教職員等の立場によって個別に違いがあるものではありませんが、基本方針であることから一般的特徴を記載しています。

意見番号	該当ページ	基本方針への意見	基本方針への対応
12-4	11、18	4. 学校適正配置の必要性について（p18） 学校適正配置の必要性について、「本市が目指す学校教育の基本理念「だれもが輝き ともにばたく いんぎのまなび」を実現するためには学校規模の適正化が必要であり、学校の小規模化、大規模化によって生じる教育指導面・学校運営面での諸課題を解消し、子ども達の未来に向けたよりよい教育環境を創造していくことが重要です。そのためには適正な学校規模に基づく学校の適正配置を進めていくことが必要と考えます」と記述がありますが、なぜ教育環境を向上させるために学校規模の適正化が必要なのか、大規模校については前段に「教室不足が深刻な問題となっている（p18）」とあるのでわかりますが、小規模校については本案の内容だけではよくわかりません。 本案では「学校規模による学校教育への影響について」の項で大規模化・小規模化における教育環境への影響を述べていますが、メリットとデメリットの双方が列挙されているだけで、結論として大規模校や小規模校を適正規模化することが望ましいのか否かというような評価については記載がありません。適正規模化することが教育環境の改善につながるということであれば、「小規模校には××のようなメリットがあるが××のようなデメリットがあり、△△の理由で適正配置によりデメリットの解消を優先すべきと考える」のように明記する必要があると思います。 また、適正配置審議会の議事録を拝読した限りでは、小規模校を適正規模化しなければならない大きな理由は、現存する学校施設を維持存続させる財源が確保できないことだと思います。本案では「学校施設の状況」の中で述べられていますが、適正配置が必要となる大きな理由だと思いますので、そちらも「適正配置の必要性」の項で改めて明言された方がよいと思います。特に12学級未満ではあるものの大きな教育上の問題が見られない学校については他に統廃合を進める理由がないということもあると思いますので、施設を適切に維持管理し学校施設の安全性を担保するという理由で記載したら良いと思います。現状の「学校運営面での諸課題」という表現ではわかりにくいです。 以上、よろしく願いいたします。	意見の取扱い【既記載】 小規模校の学校適正配置の必要性については「Ⅳ 学校適正規模の考え方」の「1 学校規模による学校教育への影響」にて記載のとおり、児童生徒数が少ないことで制約を受ける教育活動もあることから、そうした課題（デメリット）の解消のために学校適正配置が必要としているものです。
13		来年度小学生になる子供がいます。本来ならば原小学校へ通う予定でしたが、高花小学校へ通わせる事も検討しております。私自身小林北小学校出身です。小学校までは徒歩で通い、1学年3クラスでしたのでのびのびと過ごした記憶があります。自分の子供達もそのような学校生活を送って欲しい、印西なら叶うと思っていたので、残念です。開発が進む地区とそうでない地区で子供の数にばらつきが出るのは仕方ない事ですが、住宅をたくさん建てて子供が増えるのに統合するという事が理解できません。もし高花小学校に通う事になったとして、ゆくゆく統合で原山小学校の施設を使う事になれば、子供も親もまた振り回される事になります。本来ならば徒歩で通わせたいのに、原小学校は大規模校だから高花小学校にした、ただ統合で原山小学校の施設を使うという事になれば、更に家から離れていってしまいます。統合については再検討して頂きたいです。子供がのびのび過ごせる環境を作って頂きたいです。よろしく願い致します。	意見の取扱い【その他】 学校の統合については、児童生徒数の推移等を総合的に判断した上で、必要に応じて行うものとなりますので、児童数が増加している地区について統合するものではございません。
14		原小学校学区に住んでいますが、子どもが令和10年より通わせていただく予定です。 原小学校は人数が多く、学区外などの選択肢もあるみたいですが、できれば近場にもう一つ学校を作っていただくことはできないのでしょうか？ また、中学校もバンク寸前と噂を聞きました。中学校の新設、もしくは分散化も検討して頂きたいです。 ご検討よろしく願い致します。	意見の取扱い【その他】 貴重なご意見として賜ります。

意見番号	該当ページ	基本方針への意見	基本方針への対応
15-1		現在、「特認校制」を利用し小５及び小２を小規模校である船穂小へ通学させております。来年度からは小１も同校への入学を切に希望している保護者の立場より意見申し上げます。 ●「特認校制」についての意見及びその理由 本制度を末長く存続させていただきたくお願い申し上げます。理由は以下のとおりとなります。 １．先生１人に対する児童数が少なくなることから大規模校と比較し、先生から受けられる指導（愛情）は圧倒的に濃密となり得る。 ２．児童数が少ないことから児童同士の関係も複雑化し難いため、落ち着いた環境での人格形成が期待できる。 ３．幼少期における師からの愛情は、より落ち着いた環境のもとでこそ心に刻まれ、健全な克己心を培う糧になるものと確信します。 上記１．についてですが乱暴で恐縮ですが単純化します。 １クラス先生１人に対し４０人（１／４０）とした時、児童へ注がれる愛情の量は４倍となります。 上記２．についてですがこちらも単純化します。 上記と同じクラス編成として、問題が起こる確立を考えた場合、先生への負荷は４倍となります。 上記３．についてですが、ここで１．と２．は相反事象であることから場合によりその影響は指数的となることも考えられます。即ち、児童・先生双方にとって１クラス当りの児童数は決定的と言えます。 事実、大規模校に通わせていた際、深刻な状況ではなかったものの日増しに鬱な様子が進む中、同校への転入をきっかけにまるで嘘だったかのように落着きました。 無論、大規模校が悪かったと申し上げたい訳ではありません。大規模校の先生方には十分な指導を頂戴しておりましたが、児童にとって日々の出来事を整理する時間が必要だったこと、より穏やかな環境に置かれたことで自然と改善したと認識しております。 いずれにせよ穏やかな環境は児童先生双方にとって有益であり、注視すべきは１クラスにおける先生一人に対する児童の割合にあると考えます。	意見の取扱い【その他】 貴重なご意見として賜ります。
15-2		●「特認校制」についてのデメリットとその解決策（案） 現在の「特認校制」を利用するうえでの最大のデメリットは通学手段と考えます。父兄らによる自家用車での送迎通学となりますが、燃料費が高騰する中での家計への負荷もさることながら、心の成長に重要なこの時期に、自らの足による友と語らいながらの登下校の掛替えのないひと時が失われます。 そこで、「ふれあいバス又は既存バス路線による通学」を提案します。 スクールバスではなく敢えて地元の方に見守られる中での児童自身による通学が望ましいと考えます。 市内のバス路線はほぼ全域を網羅していることから、登下校時の増便による対応が実現可能と考えます。バス単独ではなく適切な徒歩区間を設けることで、よりその適応範囲は広がるものと考えます。 学区外児童の通学手段の確保に一助を賜りたくお願い申し上げます。	意見の取扱い【その他】 貴重なご意見として賜ります。
15-3		●今後の同案への意見とその理由 人口の偏りに伴う統廃合という視点から一旦離れ、児童分散化による１クラス当たりの児童数の低減を計り、より充実した教育体制の構築ができないかのご検討の実施を希望します。 理由は前述のとおり児童と先生の触れ合う密度を高めることは双方に有益となり得ます。余裕が生まれることにより、柔軟な教育内容の調整が可能ではないかと考えます。抽象的過ぎて恐縮ですが上記議論の端緒を以下に記載します。 １．市内モビリティ拡充による児童分散化促進の可否を検討する。 ２．通信環境拡充による学区を超えた授業成立の可否を検討する。 今後の適正規模及び適正配置への策定にあたりご一考いただけると幸いです。 以上	意見の取扱い【その他】 貴重なご意見として賜ります。

意見番号	該当ページ	基本方針への意見	基本方針への対応
16-1		各地域の小学校・中学校の人数推移をみることも大事ですが、小規模特認校について、2学級以下になったらすみやかに移行を検討するのは急ぎすぎだと感じます。 まだまだ周知も十分ではない状況なので、少なくとも6年は様子を見る必要があると感じます。	意見の取扱い【その他】 「小規模特認校について、2学級以下になったらすみやかに移行を検討する」といった方針はありません。
16-2		各小学校の、メリット・デメリットを上げていますが、これは実際に先生方や子ども・保護者達に聞いた結果なのでしょうか？ 今、その現場にいる人の声を無視しては納得感のいく合意形成はできないと考えます。特に現時点での大規模校では「人数のピークを超えるまでやりすぎず」という姿勢が垣間見えてしまいます。 「誰もが輝き」を理念として掲げるのであれば、一人ひとり異なる輝ける場所の多様性を確保するのをもた、教育としての責務ではないでしょうか。 予算の限られた中で配分するもので、ハード面での整備は困難なこともあると思います。ただ、市の権限でできるようなソフト面（補助の先生増員、スクールバスを出す等）での充実でバックアップし、印西市内のどの場所に住んでもよかった、と思えるような学校生活ができる状況を整えていただきたいです。	意見の取扱い【その他】 メリット・デメリットの項目については、学校教育の場としてのメリット・デメリットについて有識者の見解を掲載しているものになります。 いただいた内容につきましては、貴重なご意見として賜ります。
17-1	2	学校教育の分野では、「だれもが輝き ともにばたく いんざいの学び」を基本理念とし、「生きる力を持ち未来を拓く子どもを育成する学校教育」の実現に向けた基本目標として、「知・徳・体の調和のとれた教育を推進し、生きる力を持ち未来を拓く子どもを育む（学校教育）」、「子どもたちが安全で安心できる生活を送り健やかに成長できるよう、教育環境を充実させる（教育環境）」を掲げ、様々な取り組みを進めています。 第二次印西市学校適正規模・適正配置基本方針の目的は、基本理念である「だれもが輝き ともにばたく いんざいの学び」を実践するための施策と考えます。 どのような環境であればだれもが輝けるのか。どのような教育環境であればともにばたく事が出来るのか。安全で安心できる生活とはどのような環境なのか。その検証や説明がどこにも記載されていません。市民の理解を得る為には、まずはそこについての検証した結果や説明を明確に記載された方が良いと思います。	意見の取扱い【その他】 基本理念の実現のための施策につきましては、教育振興基本計画にて記載をしている内容となります。
17-2	9	学校施設を維持させるためには、30年間にわたり、財源不足が発生する見込みであるため、通学路の安全性、通学距離、通学時間の要素等の地域性を考慮した上で、学校施設の充て可能見込み財源の中で維持できる学校数である24校程度を目途にしつつ、小中学校の適正配置を進めていく必要があると考えています。 1年当たりの充て可能見込み財源は、学校施設が約15億円に対し更新費用が16.8億の為、毎年1.8億円の財源不足という説明は市民の理解は得られないのではないのでしょうか。 印西市の決算を見ると令和3年度3,617,459千円、令和2年度2,997,824千円、令和元年度1,836,418千円の黒字となっています。また、約500億円の印西市歳入予算に対して1.8億円の予算は0.36%程なので調整可能な範囲です。また、印西市の財政力指数は令和3年度決算によれば1.04と極めて良好です。	意見の取扱い【その他】 学校施設の充て可能見込み財源につきましては、印西市公共施設等総合管理計画に基づき、算出した結果になります。
17-3	9	学校施設の充て可能見込み財源の中で維持できる学校数である24校程度を目途にしつつ、小中学校の適正配置を進めていく必要があると考えています。 教育的観点から判断しなければならない適正配置だと思われそうですが、この文章を見ると財政・運営効率化の観点での適正配置と感じてしまいます。財政も豊かな印西市なので、色々な面で矛盾しており市民の理解は得られないのではないのでしょうか。	意見の取扱い【その他】 学校適正配置につきましては、教育的観点及び財政的観点の両面から検討しているものになります。

意見番号	該当ページ	基本方針への意見	基本方針への対応
17-4	9	■学校施設の充て可能見込み財源の中で維持できる学校数 ●1年間の更新等費用 16.8億円－0.1億円※4≒16.7億円 ●30年間の更新等費用 16.7億円×30年≒501億円 ●1校当たりの更新等費用（30年間） 501億円÷27校≒18.6億円 ●学校施設の充て可能見込み財源（30年間）の中で維持できる学校数 450億円※5÷18.6億円≒24.1校 ※4：もとの幼稚園の更新等費用：約4.6億円（30年間）÷30年≒0.1億円 ※5：15億円（1年当たりの学校施設の充て可能見込み財源）×30年＝450億円 要するに27校のままでと30年間で約50億円維持管理費が足りなくなるので、3校減らして24校が望ましいという説明ですが、平成29年度小倉台小学校の増築工事から始まり令和5年の9月までの間に原小学校、西の原中学校、木刈中学校、牧の原小学校、滝野中学校、原小学校（2期）で既に約36億円の建設費用が掛かっています。 そして今後原小学校（3期）西の原中学校（2期）の予算が約30億円の見通しとなっており、約9年間で66億円の財源が建設費用になります。財政・運営効率化の観点で学校数を維持できなくなるので統廃合を計画する説明と矛盾した計画となっている為、市民の理解を得る為には整合性を保った計画に直す必要があります。	意見の取扱い【その他】 更新等費用につきましては、学校の維持管理費用等について印西市公共施設総合管理計画に基づき算出したものになりますが、児童数の増加に対応に必要な教室数を確保するためには増築等の費用が更にかかる状況にあります。
17-5	11	学校規模による学校教育への影響 小規模校の教育活動の特徴 メリット6項目に対しデメリット11項目 大規模校の教育活動の特徴 メリット8に対しデメリット4項目 例えば小規模校のデメリットで挙げられている「手を挙げなくても一人一人に発表の機会があるため、積極性が育ちにくい面がある。また、お互いを目標や参考にするといった向上心が育ちにくい」とありますが、考え方の違いにより「一人一人が主役になる環境の為、一生懸命取り組まなければ目立ってしまうので積極性が育つ。また、お互いが密な関係の為、切磋琢磨し向上心は育ちやすい。」とメリットになる。 どちらかという大規模校のデメリットではないでしょうか。「手を挙げなくても誰かが発表するため、積極性が育ちにくい面がある。また、目標や参考にされる児童数が多く埋もれやすい為、その物事が得意な児童は向上心が育ちにくい」メリットデメリットは考え方や立場を変えれば表裏一体です。基本方針のような計画を練るには感情や主観を捨てて検討しなければなりません。結論ありきで物事を進めると、その物事を嫌う場合には、あら捜しをしてしまい、やらない言い訳を見つけ出そうとします。逆にその物事を好む場合には、その物事のいい面だけを見て、悪い面を隠し、やる言い訳だけを探す傾向があります。 また、現時点での表現はまるで小規模校が悪いような、誤解を招く表現となっています。小規模校に魅力を感じている方々、卒業した方々、地域の方々、小規模校教員への配慮を考えると、それぞれ同数項目での比較にした方がよいと思います。	意見の取扱い【その他】 ご意見のとおり、メリット・デメリットにつきましては、あるデメリットが考え方によってメリットとして捉えられる場合もあり、また、各々の立場によって個別に違いがあるものではありますが、基本方針であることから一般的な特徴を記載しています。

意見番号	該当ページ	基本方針への意見	基本方針への対応
17-6	15	（１）学校適正規模の区分 本市における学校適正規模の区分（通常学級数）を次のとおりとします。小規模校(過小)・小規模校・適正規模校・大規模校 文部科学省の手引きでは、従来から２５学級以上の学校を大規模校、３１学級以上の学校を過大規模校とした上で、過大規模校については速やかにその解消を図るよう設置者に対して促しております。 大規模校と過大規模校では全く異なる性質を持ちます。過大規模校の教育環境は、速やかに解消しなければならない喫緊の課題なので、「過大規模校」という区分を加えて設定し、施策を講じた方が適切だと思います。今まで区別せずに対応してしまった為に、過大規模校をますます過大にするような教育環境の悪化を招いたのではないのでしょうか。	意見の取扱い【その他】 印西市におきましては、25学級以上を大規模校として、31学級以上のいわゆる過大規模校を大規模校に含め、同様に対応を行うことから、大規模校と過大規模校を区分していないものです。
17-7	16	学校適正規模の目安 各区分における状況を見ると、クラス替えが出来るか出来ないか、もしくは専任の教科担任を配置できるか出来ないかの説明しかないのも、もっと多角的な観点から検証し、様々な要素を交えてまとめた方が良いと思います。 基本理念である「だれもが輝き ともにばたく いんざいの学び」の教育環境とはクラス替えが出来る事なのでしょうか。そんな単純な事ではないはずですが。しかしながら、素案ではそのように受け止めざるを得ません。 大きな学校で活躍する子もいれば、大きな学校でなじめない子もいる。運動が得意な子もいれば、苦手な子もいる。大きな学校になじめないのは決してその子の能力の低さではなく心の弱さでもない。その子の個性です。色々な子供がいるから色々な学校があってもいい。子どもたちは多様であり個性的です。学校も多様でありそれぞれの学校が持つ特色を活かし、学校を選べる選択肢が増えることこそが、誰もが輝ける教育環境だと確信しております。 学校教育法施行規則 第４１条 では小学校の学級数は、１２学級以上１８学級以下を標準とされています。あくまでも標準であり、決定するのは各自治体によるとされています。 印西市の基本理念「だれもが輝き ともにばたく いんざいの学び」を実現するために、１２学級以上２４学級以下を適正規模と一括りにすることなく、それぞれの地区が持つ魅力・特色を活かした教育環境の整備を計画して欲しいと願います。	意見の取扱い【その他】 各区分における状況につきましては、実際には様々な要素があるものですが、特徴的な状況を記載したものです。 いただいた内容につきましては、貴重なご意見として賜ります。
17-8	18	市全体として、適正な学校配置を実現するためには、個々の小中学校に対して、学校適正規模の区分をただ単純に適用し、機械的に再配置を行っていただくでは難しいと考えます。 その通りだと思いますが、基本理念「だれもが輝き ともにばたく いんざいの学び」を実現するためにはどのような学校規模が良いのか、様々な要素を交えた検証結果などが明確に記載されていない現時点での基本方針では、残念ながら学校適正規模の区分をただ単純に適用し、機械的に再配置を行っているようにしか見えません。 市民の理解を得る為には、印西市の教育基本理念を実現するために導き出された、適正規模の判断基準などを明確に示し、記載した方が良いと思います。	意見の取扱い【その他】 貴重なご意見として賜ります。

意見番号	該当ページ	基本方針への意見	基本方針への対応
17-9	18	具体的には、小中学校という学校種による教育上の特性、児童生徒の心身の発達段階の違い、通学距離・通学手段・安全確保の問題、学校と地域社会との関わり、保護者や地域の理解など、多くの留意すべき事項が存在しており、児童生徒への影響等をできるだけ少なくするよう配慮しながら検討を行う必要があります。 その通りだと思いますが、具体的にどのように検討するか明記されていませんので、検討方法まで記載した方が良いと思います。 少なくとも適正配置の検討を進める上で、「小中学校という学校種による教育上の特性」は当該学校のエデュケーション関係者、「児童生徒の心身の発達段階の違い」は保護者、「通学距離・通学手段・安全確保の問題」は市長部局の担当課、「学校と地域社会との関わり」は地域代表者など、関連する当事者と共に進めていくのが一般的であり、望ましいです。現場の声を拾う事が、よりよい教育環境づくりには必要不可欠です。	意見の取扱い【その他】 貴重なご意見として賜ります。
17-10	19	通学が児童生徒にとって過度な負担にならないよう、通学距離については、国の基準に準じて、小学校でおおむね4 km以内、中学校でおおむね6 km以内を原則とします。また、通学時間については、交通機関の利用を含め、おおむね1時間以内を原則とします。 通学時間と距離には触れていますが、通学手段の具体的な検討について明記されていません。通学手段の方法として徒歩、自転車、スクールバス、路線バス、コミュニティバス、保護者の送迎などが考えられます。 学校規模の差がここまで拡大してしまった印西市では、徒歩以外の通学手段の導入が必須です。各通学手段における検証を行い積極的に採用することで、適正配置の対応策の幅が広がり、よりよい教育環境の改善に向けた適正配置が出来ると思います。 意見として参考にするのではなく、真摯に向き合い対応してください。	意見の取扱い【その他】 通学手段としては、徒歩を原則にしています。いただいた内容につきましては貴重なご意見として賜ります。
17-11	20	学校施設の増改築についても、合わせて検討することとし、学校施設の増改築で対応する場合には、特別教室の設置、運動する場や遊びのスペースの確保、人的配置の充実などについて、考慮する必要があると考えます。 3 1 学級以上となる過大規模校は速やかに解消しなければならないはずですが、増築によりさらに過大規模にする事に納得しかねます。ここまで劣悪な環境になってしまったのは、教育長をはじめ審議会のメンバーや事務局の責任であり、子ども達に謝る機会を設けるべきです。失敗は誰にでもあるので、悪いとは思いません。素直に認め、同じ失敗を繰り返さないために市民と一緒に取組む姿勢が必要なのではないでしょうか。 市民の理解を得る為には、教育環境悪化に繋がり、財政を圧迫する矛盾したその場しのぎの増築対応策を辞めるべきだと思います	意見の取扱い【その他】 貴重なご意見として賜ります。
17-12	21, 39	p 2 1 （2）各中学校区における実施方策の考察 p 3 9 （3）隣接する中学校区と学校の統合をした場合の学校規模 p 1 8 で市全体として、適正な学校配置を実現するためには、個々の小中学校に対して、学校適正模の区分をただ単純に適用し、機械的に再配置を行っていくだけでは難しいと考えます。とありましたが、この考察はまさしく学校適正模の区分をただ単純に適用し、機械的に再配置を検討していると受け止めざるを得ません。市民の理解を得る為には、p 1 8 で示した学校適正配置の基本的な考え方との整合性を図り、別の方法で実施方策の考察を再度検討しない限り難しいと思います。関連する当事者と共に再度審議することを願います。	意見の取扱い【その他】 貴重なご意見として賜ります。

意見番号	該当ページ	基本方針への意見	基本方針への対応
17-13	40	印西市における学校適正配置の検討結果 (1) 印西中学校区・小林中学校区 印西中学校と小林中学校の統合が望ましいと考えます。 (2) 船穂中学校区・原山中学校区 船穂小学校と高花小学校と原山小学校の統合が望ましいと考えます 船穂中学校と原山中学校の統合が望ましいと考えます。 (3) 木刈中学校区 大規模校である小倉台小学校については、必要に応じ、学校施設の増改築により必要な教室数を確保するとともに、児童数増加の緩和策として、小倉台小学校区から木刈小学校区への通学区域制度の弾力的な運用の導入を実施します。 (4) 西の原中学校区大規模校である西の原小学校、原小学校及び西の原中学校については、必要に応じ、学校施設の増改築により必要な教室数を確保するとともに、児童生徒数増加の緩和策として、西の原小学校区及び原小学校区から高花小学校区等への通学区域制度の弾力的な運用の導入を実施します。 (5) 印旛中学校区小学校については、中学校区ごとの実施方針により、学校規模の適正化を図ることができませんが、中学校については、各中学校区における実施方針を実施しても、適正規模に満たないため、隣接する中学校区との学校の統合を検討しましたが、印旛中学校区の通学区域が広いこと、施設一体型の義務教育学校とする学校の統合が望ましいと考えます。 (6) 本埜中学校区・滝野中学校区小学校については、各中学校区における実施方針を実施しても、本埜小学校が適正規模に満たないため、通学距離、地域の歴史、学校との社会的な繋がりなどの地域特性を踏まえ、本埜小学校と滝野小学校の統合が望ましいと考えます。また、大規模校である牧の原小学校については、必要に応じ、学校施設の増改築により必要な教室数を確保するとともに、児童数増加の緩和策として、牧の原小学校区から木下小学校区への通学区域制度の弾力的な運用の導入を実施します。中学校については、各中学校区における実施方針を実施しても、本埜中学校が適正規模に満たないため、小学校の統合を考慮し、滝野中学校と本埜中学校の統合が望ましいと考えます。 p18で市全体として、適正な学校配置を実現するためには、個々の小中学校に対して、学校適正規模の区分をただ単純に適用し、機械的に再配置を行っていただけでは難しいと考えます。とありましたが、この学校適正配置の検討結果はまさしく学校適正規模の区分をただ単純に適用し、機械的に再配置を検討していると受け止めざるを得ません。市民の理解を得るためには、p18で示した学校適正配置の基本的な考え方との整合性を図り、検討結果を初めから練り直した方がよいと思います。	意見の取扱い【その他】 貴重なご意見として賜ります。
17-14	44	6 学校適正配置の優先度及び今後の進め方 学校数について、現在、小学校18校、中学校9校、合計27校ですが、学校適正配置の実施方針の考察等の結果、将来的には、小学校10校、中学校5校、義務教育学校1校の合計16校が望ましい学校数になります。児童生徒数だけで判断すると、学校数を大幅に削減しなければなりません。児童生徒数が、通学路の安全性や通学距離・通学時間の要素等、地域性を考慮した上で、学校施設の充て込み見込み財源の中で維持できる学校数である24校を目途にしつつ、適正配置を検討してまいります。 学校適正配置の検討結果を将来的には16校が望ましい。と児童生徒数だけで結論付けた後に、最後は充て込み見込み財源の中で維持できる学校数である24校を目途に適正配置を検討してまいります。というのは論理的に繋がらない矛盾した内容であり、残念ながら市民の不安や不満、そして不信感を招く原因になってしまいます。	意見の取扱い【その他】 学校施設の充て込み見込み財源の中で維持できる学校数の記載につきましては、参照している印西市公共施設等総合管理計画の改訂に伴って、数値を更新したものであり、学校適正配置の基本的な考え方については、従前のとおり、財政面だけではなく、教育面との両面から検討していくものになります。

意見番号	該当ページ	基本方針への意見	基本方針への対応
		結局財政的な理由で24校を目途にする計画であれば、今までの実施方策の考察や検討結果のプロセスは何だったのでしょうか。 基本理念である「だれもが輝き ともにばたく いんざいの学び」とはどのような教育環境を指し、どのような規模が印西市にとって適しているのか根本的な検討をしなかった事が、このような一貫性のない、人数合わせで財政の効率化の為の適正配置計画になってしまったのだと思います。再度教育的観点の本質を捉えた検討を実施し、市民の理解が得られる計画になることを願います。	
17-15	44	その後、令和6年度から一番優先度の高い学校における学校の統合から順に段階的に保護者・地域の合意形成に着手していきたいと考えています。 適正配置は本来、保護者・教員・地域・都市計画などの関係者と共に話し合い、色々な形を考えた上で話し合いながら進めていくべきものと考えますが、こちらの文章は、教育行政主導により統合ありきで進める一方的な進め方となっています。印西市総合計画では、市民と行政が力を合わせ持続可能なまちをつくとされていますので、是非関係者と共に話し合いながら実施して欲しいと願います。	意見の取扱い【その他】 貴重なご意見として賜ります。
17-16	44	また、大規模校の対応については、必要な対応を速やかに実施することとします。 大規模校と過大規模校は全く異なる性質を持つので、区分を分けたほうが良いと思います。また、過大規模校に対する具体的な対応策を記載されていないので、教育環境改善に繋がる具体的な対応策を記載した方がよいと思います。	意見の取扱い【その他】 貴重なご意見として賜ります。
17-17		印西市学校適正配置審議会設置条例 第4条 委員は、知識経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。 学校施設は地域コミュニティの核であり、防災拠点の一つでもあります。要するに町づくりの一環としての学校づくりが必要です。現在の学校適正配置審議会設置条例では、審議会メンバーは知識経験を有する者とされ、ほぼ決まった教育関係者のみで審議されていますので町づくりの要素や実際の現場の声が分からない環境で審議されています。 他の自治体を参考にするに審議会委員には、PTA 代表者、自治会代表者、保護者代表、一般市民、首長部局などの様々な立場の方が参加しており、議論が活発に行われております。印西市が、本当に市民と力を合わせ持続可能なまちづくりを目指すのであれば、まずは設置条例を見直し各関係者と共に進めて欲しいと願います。	意見の取扱い【参考】 いただいたご意見につきましては、今後、委嘱する際の参考にさせていただきます。
17-18		意見として参考にするだけでなく、色々な市民の声を真摯に受け止め反映してください。約2年前に11,261人の署名と共に要望された ① 小規模特認校制度を導入し、過小規模の解消 ② スクールバスを運用した柔軟な学区外就学を実施し、過大規模の解消 ③ 「過小規模を解消し小規模校の存続」と「過大規模を解消し大規模校の適正規模化」は未だに解決されていません。出来ない理由を探すのではなく、出来るアイデアや知恵を出し合い印西市の教育的課題を解決して欲しいと思います。市民参加の開かれた教育行政に期待しております。	意見の取扱い【その他】 貴重なご意見として賜ります。
18		児童数が増加傾向にある中で、なぜ統合しなければならないのか、話が飛躍していて理解に苦しみます。 児童数の見込値については、今日までの状況を予想できていなかったもので説得力がなく、とても鵜呑みにできません。 今から段階的に統合に取り組むのは時期尚早と感じました。 また、小規模校のデメリットばかりを意図的に多く列挙し、誘導的な素案であると思います。 素案の再検討、もしくは先送りを希望します。 以上、よろしくお願いします。	意見の取扱い【その他】 学校の統合につきましては、児童数の推移等に配慮し総合的な判断によって検討するものです。

意見番号	該当ページ	基本方針への意見	基本方針への対応
19-1		今回の素案は、第一次印西市学校適正規模・適正配置基本方針をなぞらえる内容で、第一次方針に不満を感じ、署名活動などあった経緯を考えると、市民の要望に応える内容とは言い難いと思います。	意見の取扱い【その他】 貴重なご意見として賜ります。
19-2		まず、学校施設に使える限られた財源ありきで維持できる学校数が算定されていますが、そもそも教育費の予算がこれだけ子育て世代を呼び込んでいる市にしては少ないのに、公共施設などの管理も同予算から出ているので、財源が乏しくなるのは当然です。教育費は未来への投資との考えが足りないように思います。	意見の取扱い【その他】 貴重なご意見として賜ります。
19-3	11～13	つぎに、「学校適正規模の考え方」におけるメリット・デメリットですが、私のまわりの実際に大規模・小規模校に子どもを通わせている保護者の意見との差異を感じます。小規模校の学習指導面において、積極性や向上心が育ちにくい、ということですが、適正規模・大規模校であっても、結局手を挙げる子は決まってくるという実態はあります。逆に大規模校では多くのメリットがあげられていますが、校外活動での制約や休み時間の体育館・運動場の利用制限などは、子ども達の体験や遊びを通じて養われる成長の機会が減るため、大きなデメリットと感じる親子も多くいます。印西市の教育環境に絶望し、他市に引っ越した家族も実際みました。そんな残念な事象が増えないよう、市民の声を聞いていただきたいと思います。	意見の取扱い【その他】 貴重なご意見として賜ります。
19-4	46	最後に、地域特性への配慮が「保護者及び地域住民を対象とした説明会の実施」と「ホームページでの周知」では、対応として全く機能していません。理解を得るのは到底難しいと思います。 以上	意見の取扱い【その他】 貴重なご意見として賜ります。
20	11～13	メリット・デメリットの記載内容について数値的な事象の記載に関しては事実に基づき作成されているものと認識しました。 ですが実際に通学している立場からしますとⅣ学校適正規模の考え方 1 学校規模による学校教育への影響の記載内容については、異議がございます。 メリット・デメリットの記載が作成側の立場や目線からのいち主観的な内容であり子どもたち、保護者、教職員、地域住民などの現場の声や意見など、より多面的な見解や分析も盛り込まれなければ、机上論に過ぎないと感じ、記載内容に強い違和感を感じました。 こちらの記載に関しては、文部科学省から発行の平成27年1月27日付けの資料公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引～少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて～からの引用でしかなく、あたかも記載そのものが事実であるかのような印象を持たせてしまい、印象操作が含まれているように感じました。 また、メリット・デメリットの項目数や説明文量に差があり、偏りを感じます。 事実でなく、あくまで主観の見解を述べているに過ぎず、また、市民の声が全く反映されていない構成を残念に思います。 ぜひ、それぞれの学校に通わせていたり、従事されている立場からの、現場の声も添え、盛り込むことで、より信憑性を高めたものにしていただきたいと思います。	意見の取扱い【その他】 メリット・デメリットにつきましては、各々の立場によって個別に違いがあるものではありませんが、基本方針であることから一般的な特徴を記載しています。